

住居確保給付金の申請手続きの流れ

第1ステップ；制度内容

「＜転居費用補助＞住居確保給付金のしおり」をご覧ください。

第2ステップ；面談予約（手続等の相談）

豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンター（生活情報センターくらしかん2階 電話：06-6858-5075）にご連絡いただき、「住居確保給付金（転居費用補助）について、制度や手続きを知りたいので、面談予約をしたい」旨をお伝えください。

第3ステップ；面談（豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンター（くらしかん2階））

・豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンター（くらしかん2階）にて、制度や手続きについてご説明をお聞きいただいたうえで、申請を希望される方は、家計改善面談の調整をさせていただきます。

※制度の利用の可否は、豊中市暮らし支援課の家計改善支援事業にご相談いただいた内容を踏まえて、豊中市が決定します。

第4ステップ；家計改善面談（豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンター（くらしかん2階））

●家計改善面談（1回目）：家計収支の状況と転居の必要性等について確認
現在～過去3か月分程度の世帯全員の全収入や預貯金等の全資産のほか、債務がある場合には金額や返済の状況などがわかるものをご持参ください。

《収入に関するもの》

申請者や世帯員が給与収入者の場合	申請者や世帯員が個人事業主の場合
・給与明細書（現在収入がある場合） ・年金額改定通知書 ・雇用保険受給資格証 ・各種手当通知書 など	・売上台帳（申請月を含む4か月分） （売上及び経費が分かる資料） ※作成していない場合は、別添の収入確認書を作成して提出してください。 ・報酬、給与明細書、支払い明細書等（現在収入がある場合） ・年金額改定通知書 ・各種手当通知書 など

《預貯金等資産に関するもの》

現在使用していない銀行口座も含め保有する全ての口座(NISA などの証券口座を含む)の預貯金通帳 など

※インターネット銀行等をご利用で預貯金通帳がない方は、インターネットの取引状況がわかるもの(スマートフォン等)をご持参ください。

【個人事業主について】

生活費用と事業用の預貯金通帳をご用意ください。

《債務の金額や返済の状況などがわかるもの》

- ・金融機関からの請求書など、債務全体の金額がわかるもの
- ・返済計画が記載されており、毎月の返済額がわかるもの など

●家計改善面談(2回目):豊中市くらし支援課が「転居の必要がある」と判断した場合には、家計改善支援のプランの内容等を説明するとともに、「要転居証明書」を発行します。

第5ステップ：提出書類の作成・収集

※ 記入にあたっては、黒色のボールペンをご利用ください。

※ えんぴつや消せるボールペンで作成された書類は受付できませんので、ご注意ください。

※ 書き間違えた場合はその部分を二重線で消してください。

(1)生活困窮者住居確保給付金支給申請書

記入例を参考に必要事項を記入してください。なお、申請書の収入(月額)欄は、後述の「(5)申請月の世帯全員の収入が確認できる書類」の金額に合わせてください。また、預貯金等欄は、後述の「(6)同居されている世帯全員の預貯金額が確認できる書類」の金額に、世帯全員の手持ち現金残高を合算して記入してください。

(2)本人確認書類

「住居確保給付金のしおり」のP3をご覧ください準備してください。

※マイナンバーカードの場合、個人番号部分のコピーは不要です。

(3)世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類

①世帯収入額が著しく減少した月とその前月の収入額計算表

②①を証明できる書類

(例)給与明細、売上台帳、預貯金通帳等の写しなど

(4) 世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する方が死亡、転出等、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方が離職、休業等をしたことが確認できる書類

申請者や世帯員が左欄に記載する事項に該当した場合には、当該事項を証明できる書類の写し(「死亡・転出等による世帯員の減少」の場合の「住民票の除票」については写し不可)を提出してください。

申請者や世帯員の病気、負傷、育児、介護その他やむを得ない事情により、収入の著しい減少の端緒となった事項がある場合については、下記とは別途当該事象の事実を客観的に証明できる書類、医師の診断書や介護サービスの利用状況その他の当該事象に該当することの事実を客観的に証明することができる書類を提出してください。

事 項	証明できる書類の例
死亡・転出等による世帯員の減少	住民票の除票など
離職・退職、廃業	①申請者や世帯員が給与収入者の場合 (下記のうちいずれか) ・離職票 ・解雇通知書 ・雇用保険受給者資格者証 ・有期雇用契約の非更新通知 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ※上記書類がない場合 勤務先が発行した退職証明書(企業名、社印、雇用期間、退職日、離職理由の記載があるもの) ※預貯金通帳の取引記録により前職給与の最終振込日を確認させていただく場合があります。 ②申請者や世帯員が個人事業主の場合 ・事業廃止届出書 ※上記書類がない場合は、事業を廃止したことが分かる書類を提出してください。 (例)閉店のお知らせ・挨拶状／ホームページ／会計帳簿 ※預貯金通帳の取引記録により廃業前の売上の最終振込日を確認させていただく場合があります。

事 項	証明できる書類の例
休業等(就業機 会の減少を含 む)	①申請者や世帯員が給与収入者の場合 ・休業や就業機会の減少が確認できる雇用主が作成した書類 《本来の勤務条件が確認できる書類》 (例)労働契約書／申請月を含む直近4カ月のシフト表など 《勤務日数や勤務時間の減少が確認できる書類》 (例)休業を命じられた書類／シフトが減少したことがわかる 書類／勤務先が休業していることがわかる書類など ※上記書類がない場合など、必要に応じて就業機会の減少 などに関する「申立書」をご提出いただく場合があります。 ②申請者や世帯員が個人事業主の場合 ・事業を実施していることがわかる書類 (例)事業開始届／ホームページ／事業のチラシ／名刺等 ・休業や就業機会の減少が確認できる書類 (例) ＊経営上の状況の変化等による場合の例 ・注文主からの発注の取消しや減少が確認できる書類 ・店舗の入居建物が休館していることを示す書類 ・休業したことがわかる書類(ホームページ画面、顧客へ の通知やメール等) ・予約のキャンセルや顧客が減少したことなどが証明でき る書類 ※上記書類がない場合など、必要に応じて就業機会の減少 などに関する「申立書」をご提出いただく場合があります。 ※また、申請者自らが作成したホームページや第三者へのメ ールなどで証明する場合は、申告内容に相違がない旨を 証する書類(申請者の自署又は記名押印したもの)をご提 出ください。

(5) 申請月の世帯全員の収入が確認できる書類

収入には、給与収入や事業収入、家賃収入、定期的に支給される失業給付、年金などの公的給付のほか、親族等からの継続的な仕送りを含みます。

また、給与収入は、交通費を除く総支給額(社会保険料や税金の天引き前)、自営業の場合は、事業収入(売上から経費を控除した金額)にて計算します。

給与明細や売上台帳のほか、雇用保険、年金がある場合は、受給額が確認できる書類の提出をお願いします(年金などで複数の月に係る金額が一括で支給されている場合は月額で計算します)。

全世帯員について、全ての収入額がわかる書類の写しを提出してください。

申請者や世帯員が給与収入者の場合	申請者や世帯員が個人事業主の場合
・給与明細書(現在収入がある場合) ・年金額改定通知書 ・雇用保険受給資格証 ・各種手当通知書 など	・売上台帳(申請月を含む4か月分) (売上及び経費が分かる資料) ※作成していない場合は、別添の収入確認書を作成して提出してください。 ・報酬、給与の明細書、支払い明細書等(現在収入がある場合) ・年金額改定通知書 ・各種手当通知書 など

(6) 世帯全員の預貯金額が確認できる書類

現在使用していない銀行口座も含め保有する全ての口座の預貯金通帳の下記のページの写しを提出してください。

※通帳サイズへの裁断は不要です。

①表紙

②中表紙(店番、支店名、口座番号等が記載されているページ)

③定期預金(定期預金)のページ(定期預金がない場合もその事がわかるページ)

④普通預金(通常預金)のページ(申請月の3か月前の1日から書類の提出日までのページ)

※通帳の取引明細が「一括記載」となっている場合は、取引明細を銀行等で出力してもらい、添付してください。

※インターネット銀行等をご利用で預貯金通帳がない方は、インターネットから銀行名、口座番号、残高(書類の提出日時点)、取引状況がわかる資料(申請月の3か月前の1日から提出日までの利用分)を提出してください。

【個人事業主について】

生活費用と事業用の預貯金通帳の写しを提出してください。

・資産要件は、生活費用の口座で確認します。

※同一口座内で事業費と生活費が混在している場合は、最終残高について明確に区分できる場合を除き、全額を生活費とみなして算定します。

・収入要件は、生活費用と事業用の口座両方で確認します。

※算定にあたっては、必要経費は控除します。

(7) 世帯全員の債券、株式、NISA、投資信託及び暗号資産の現在残高(受け取り額)が確認できる書類

(8)住居に関する書類

- ・賃貸住宅に居住している場合…賃貸借契約書の写し
- ・持ち家に居住している場合…当該住居の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し
- ・住居を持たない場合…居住の確保に要する費用の月額を確認できる書類の写し

第6ステップ；要転居証明書

豊中市くらし支援課が発行した「要転居証明書」を申請書類と一緒にご提出ください。

第7ステップ；申請にあたっての誓約事項、同意事項を確認してください

「住居確保給付金申請時確認書」の誓約事項、同意事項を全てお読みいただき、所定の箇所に記名をお願いします。

第8ステップ；申請受付面談（豊中市くらし再建パーソナルサポートセンター（くらしかん2階））

豊中市くらし再建パーソナルサポートセンター（くらしかん2階）にて、申請書類について確認を受け、提出してください。

※状況により、追加書類の提出をお願いする場合があります。

申請書のご提出以降の手続きについては、申請者のご状況に応じて、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターよりご案内します。

<問合せ先>

豊中市くらし再建パーソナルサポートセンター（豊中市くらし支援課）

電 話： 06-6858-5075

所在地： 〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 生活情報センターくらしかん2階

E-mail： jutakuteate2@city.toyonaka.osaka.jp